

内閣官房
社会保障改革担当室
非常勤職員募集要項

1. 採用内容

- (1) 採用予定人数 : 2～3名程度
- (2) 採用予定日 : 平成28年4月1日(金)

2. 業務内容

①「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(平成25年法律第27号)(以下「番号法」という。)に規定する情報提供ネットワークシステム、情報提供等記録開示システムの設計・開発及び調達業務、②番号法附則第6条第5項に基づき設置される情報提供等記録開示システムを通じて国民の利便性の向上等を図るために必要な業務、及び情報提供等記録開示システムの機能を拡大し、暮らしに係る利便性の高い官民オンラインサービスを可能とする「マイナポータル」を実現するために必要な業務、③番号法第12条に規定する個人番号利用事務等実施者が事務の実施に必要な範囲で行う個人番号と既存の内部管理番号等の個人情報との紐付けを円滑に行うための支援・調整業務等。

3. 応募資格

大卒以上の学歴(又は同等以上の学力)を有する者のうち、情報通信技術分野及び金融実務に一定の知識を有し、かつ新たな知識を積極的に得る意思を有するほか、情報通信技術に関して以下の(1)から(3)のいずれかの要件を満たしていることが、性別・年齢不問。

- (1) (独)情報処理推進機構(IPA)のITスキル標準(ITS S)のコンサルタント、ITアーキテクト、プロジェクトマネジメントのいずれかの分野で、レベル4相当以上の専門知識を有していること
- (2) 経済産業省が公表している情報システムユーザースキル標準(UIS S)のビジネスストラテジスト、ISストラテジスト、プログラムマネージャー、ISアーキテクトのいずれかの分野において、レベル4相当以上の専門知識を有していること
- (3) 情報通信技術分野または金融分野における調査研究やコンサルティング、システム構築などの実務経験(原則5年以上)があること

なお、以下に該当する者は応募できませんので、予めご了承ください。

- (1) 日本国籍を有しない者
- (2) 国家公務員法第38条の規定により国家公務員になることができない者
 - ・ 成年被後見人又は被保佐人
 - ・ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・ 懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

- ・ 人事院の人事官又は事務総長の職にあって、国家公務員法第 109 条から第 112 条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- ・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4. 応募方法

(1) 提出書類

- ① 志望動機（A4 用紙 1 ～ 2 枚程度、記載形式自由）
- ② 履歴書 1 通
 - ・ 書式自由
 - ・ カラー写真（6 ヶ月以内に撮影したもの）貼付
 - ・ 職務経歴（期間、勤務先、職種、詳細な業務内容等）を記載
 - ・ 日中確実に連絡がつく連絡先（電話番号、メールアドレス等）を必ず明記
- ③ 最終学歴を証明できるものの写し（卒業証書等。写しで可。） 1 通

※ 応募書類は返却いたしません。（責任廃棄）

(2) 書類提出先及び問い合わせ先

〒 107-0052 東京都港区赤坂 1-9-13 三会堂ビル 8 階
 内閣官房社会保障改革担当室
 電話 03-6441-3454 担当：浅岡（あさおか）、岡本（おかもと）

(3) 応募締切

平成 28 年 2 月 25 日（木）必着

5. 選考方法

選考委員により、以下の方法で選考を行います。

① 1 次選考 書類審査

※ 書類審査結果の通知は、1 次選考通過者に対して 2 月 26 日（金）に行うことを予定しています。

② 2 次選考 面接審査

※ 書類審査（1 次選考）の合格後、面接（2 次選考）を行う際に、2 次選考の日時・場所等をご連絡させていただきます。2 次選考は 3 月 2 日（水）を予定しています。

6. 勤務条件

① 勤務地：東京都港区赤坂 1-9-13 三会堂ビル 8 階

② 勤務時間等：週 5 日 1 日 5 時間 45 分

(10:00～12:00、13:30～17:15)

土・日・祝日及び年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）は休み

③ 任期：採用日（平成 28 年 4 月 1 日を予定）から 1 ～ 2 年間。

※ 応相談。なお、職務状況によって任期更新もあり得ます。

④ 給与等：一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）に基づき、学歴、就職後の経験年数等を勘案し、常勤職員との権衡を考慮して

支給。

※ 賞与・昇給はありません。

※ 健康保険、厚生年金保険、雇用保険及び介護保険適用はありません。

※ 年次有給休暇は、6ヶ月後の次の1年間分として、10日付与（全勤務日の8割以上勤務した場合）

7. 留意事項

採用後、当該非常勤職員の現に所属するか又は過去2年間に属していた事業者等については、当該非常勤職員が妥当性確認等行う調達案件には入札できません。また、当該非常勤職員がその職を辞した後に所属する事業者の所属部門（辞職後の期間が2年に満たない場合に限る。）についても、当該非常勤職員が妥当性確認等を行った調達案件の入札に参加することはできません。以上について予めご了承ください。

また、担当とする業務の決定は、国民の一部に対して有利な取扱いをするなど不当な差別的取扱いのないよう、公正な職務を執行するために、過去の職歴、所属機関等を勘案の上、行うこととします。